



鳥取県農地・水・環境保全協議会

会報



第 77 号

令和6年5月

## 令和6年度事業計画書(活動計画書)の認定等について

### 1. 対象活動組織

新規活動組織	令和6年度から新たに取組む活動組織（含む、復活活動組織）
再認定活動組織	令和5年度期間満了活動組織のうち、令和6年度から再び取組む活動組織
変更活動組織	① 変更があった対象活動組織 <b>対象農用地面積の変更</b> 対象施設の追加（長寿命化において、当初、水路のみに農道追加等） 活動組織の変更（広域化、合併する活動組織） ② 新たな活動を追加する活動組織 資源向上支払交付金（共同活動、長寿命化）活動の追加 ③ <b>令和5年度に延長届を提出し、活動期間以外の変更がある活動組織</b>

2. 提出様式：市町村から提供される様式により作成して下さい。  
 （協議会ホームページからも入手できます。）

令和4年度から様式の変更がないため、今年度も令和4年度版の様式がお使いいただけます。

3. 提出期限：原則、**6月末までに**市町村担当者へ提出して下さい。

## 資源向上支払(共同)の加算措置の適用について

令和6年度から農村協働力の深化に向けた活動、広域化・体制強化の加算措置が廃止となります。その他、活動期間別の加算措置の取扱いについては記載のとおりです。

A：多面的機能の更なる増進に向けた活動
B：農村協働力の深化に向けた活動 および 広域化・体制強化
C：水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動

	A	B R6年度～廃止	C
R2～R5年度に認定された活動組織 （例：R2～R6、R3～R7等） R3 R4 R5 R6 R7 	○	○ （経過措置）	○
活動期間を1年延長された活動組織 （例：R1～R5→R1～R6） R1 R2 R3 R4 R5 延長 R6 	×	×	○ （田んぼダム面積5割以上はR6までの達成で可）
令和6年度に認定された活動組織 （R6～R10） R6 R7 R8 R9 R10 	○ （活動項目数を満たすこと）	×	○

## 鳥取県農地・水・環境保全協議会長表彰について

令和4年度より始まった、鳥取県内の優良な活動を実施している活動組織を表彰する協議会長表彰ですが、活動組織からの自薦も可能です。自薦の流れは下記の通りです。「うちの組織は、遊休農地を利用してこんなことしてる!」、「うちは女性の活躍がすごい!」等ございましたら、ぜひ市町村担当者にお申し出ください。

自薦方法

活動組織

市町村

協議会

## ラジコン草刈り機の貸出しについて

多面的活動組織を対象にラジコン草刈機のモニターとして、**最大で1週間、無料で貸し出します**。地形条件によってはラジコン草刈機が使用できない場合がありますのでリモコン草刈り機の仕様並びに特徴が、現地の地形条件に合致するか判断をお願いします。

**貸出の申し込みは、市町村の多面担当者を通じて**、協議会事務局（水土里ネットとっとり）へお申し込みください。（申込書・承諾書等の書類は協議会 HP に掲載）



### 仕 様

刈幅	500 mm
刈高	40, 52, 64mm (3段階調節可)
全長	1,089 mm
全幅	811 mm
全高	610 mm
重量	124 kg

### ラジコン草刈り機貸出規定（抜粋）

- ・貸出対象 : 多面的機能支払交付金活動組織、協議会会員
- ・貸出期間 : 最大7日間（土日祝を含む）
- ・貸出返却日 : 土日祝日を除く、8:30～17:15の間
- ・貸出料 : 無料
- ・借受け、返却の場所及び運搬  
: 協議会事務局（水土里ネットとっとり本部事務所）  
: 借受け者において運搬車両（軽トラック等）を準備、運搬
- ・燃料 : 混合油（50：1）を満タン状態で返却
- ・破損、欠品、修理対応及び損害対応  
: 借受け者へ負担請求する場合がある。  
: ラジコン草刈り機の使用による損害はいかなる場合でも借り受け者の負担とする

## ホームページをリニューアルしました！

鳥取県農地・水・環境保全協議会のホームページをリニューアルしました。スマホ対応になりましたので、お持ちのスマートフォンで右のQRコードを読み取っていただくと、ホームページがご覧になります。

過去のふぁーむらんどや研修会の資料、各種様式を掲載しておりますので、ぜひご活用ください！



協議会 HP

多面に関するご質問・お尋ね等は各市町村担当者又は下記までお願いします。

	問 合 先	電話番号
東 部	鳥取県農地・水保全課 鳥取県東部農林事務所地域整備課 水土里ネットとっとり（協議会事務局）	0857-26-7336 0857-20-3570 0857-38-9500
中 部	鳥取県中部総合事務所農林局地域整備課 水土里ネットとっとり倉吉事務所	0858-23-3172 0858-47-0055
西 部	鳥取県西部総合事務所農林局地域整備課 水土里ネットとっとり米子事務所	0859-31-9673 0859-32-9710



高めよう  
地域協働の力！